

一般用医薬品のオーバードーズ（過剰摂取）の実態と対策について



日南保健所 衛生環境課

薬物乱用とは

・社会的常識、特に医学的常識を外れた薬物の使用

(参考：警視庁ホームページより)

- ・法律で使用禁止の薬物を1度でも使用する
- ・法律の使用許可薬物でも、本来の目的・使用法に反して使用する → オーバードーズも含まれる。



日本の薬物乱用の歴史

1. 明治時代～戦前：アヘン、モルヒネ、コカインの導入
2. 第二次世界大戦後～1950年代：ヒロポンの大流行
➤ 1951年「覚せい剤取締法」制定
3. 1960年代～1970年代：シンナー、大麻、LSDの出現
➤ 1972年「毒物及び劇物取締法」改正（シンナー等規制）
4. 1980年代～1990年代：再び覚せい剤の蔓延、暴力団の関与
5. 2000年代以降：多様化する薬物、インターネットの影響
➤ 指定薬物（脱法ハーブ・危険ドラッグ）の出現
→「薬事法（現薬機法）」や「麻向法」の規制強化

時代の変化と共に主要な薬物や乱用層、入手経路が変化しながらも、常に社会問題として存在

医薬品とは

		入手場所	介在者	例
医薬品	医療用医薬品	病院 薬局	医師の処方 薬剤師	循環器系（降圧薬等）、感染症、 脳疾患、精神疾患治療薬など
	OTC医薬品 (市販薬)	薬局 ドラッグ ストア	薬剤師 登録販売者	風邪薬、胃腸薬、鎮痛薬、点眼薬、 滋養強壮剤など

入手には、医師、薬剤師、登録販売者等の専門家が介在

オーバードーズ（過剰摂取）とは？

薬のオーバードーズって何だろう

～あなたとあなたの大切な人の命を守るために～



医薬品を、決められた量を超えてたくさん飲んでしまうことを「オーバードーズ(OD)」といいます。

特に最近、かぜ薬や咳止め薬などを、症状を抑える以外の目的で大量に服用するケースが若者の中に広がっています。

医薬品を本来の目的以外に使ったり、過剰に摂取したりすると、さまざまな健康被害を引き起こしたり、やめられなくなったりするおそれがあります。

あなたやあなたの大切な人をODから守るためにどうしたらいいか、ぜひこのパンフレットに目を通してみてください。

中高生のみなさんへ

医薬品を、決められた量を超えてたくさん飲んでしまうことを「オーバードーズ(OD)」といいます。

特に最近、かぜ薬や咳止め薬などを、症状を抑える以外の目的で大量に服用するケースが若者の中に広がっています。

医薬品を本来の目的以外に使ったり、過剰に摂取したりすると、さまざまな健康被害を引き起こしたり、やめられなくなったりするおそれがあります。

オーバードーズの背景

◆ 複雑な要因が絡む

個人の状況、精神状態、環境的・社会的要因など

若年者、女性の相談事例が増加傾向（引用：日本中毒情報センター）

◆ SNSやインターネットの普及

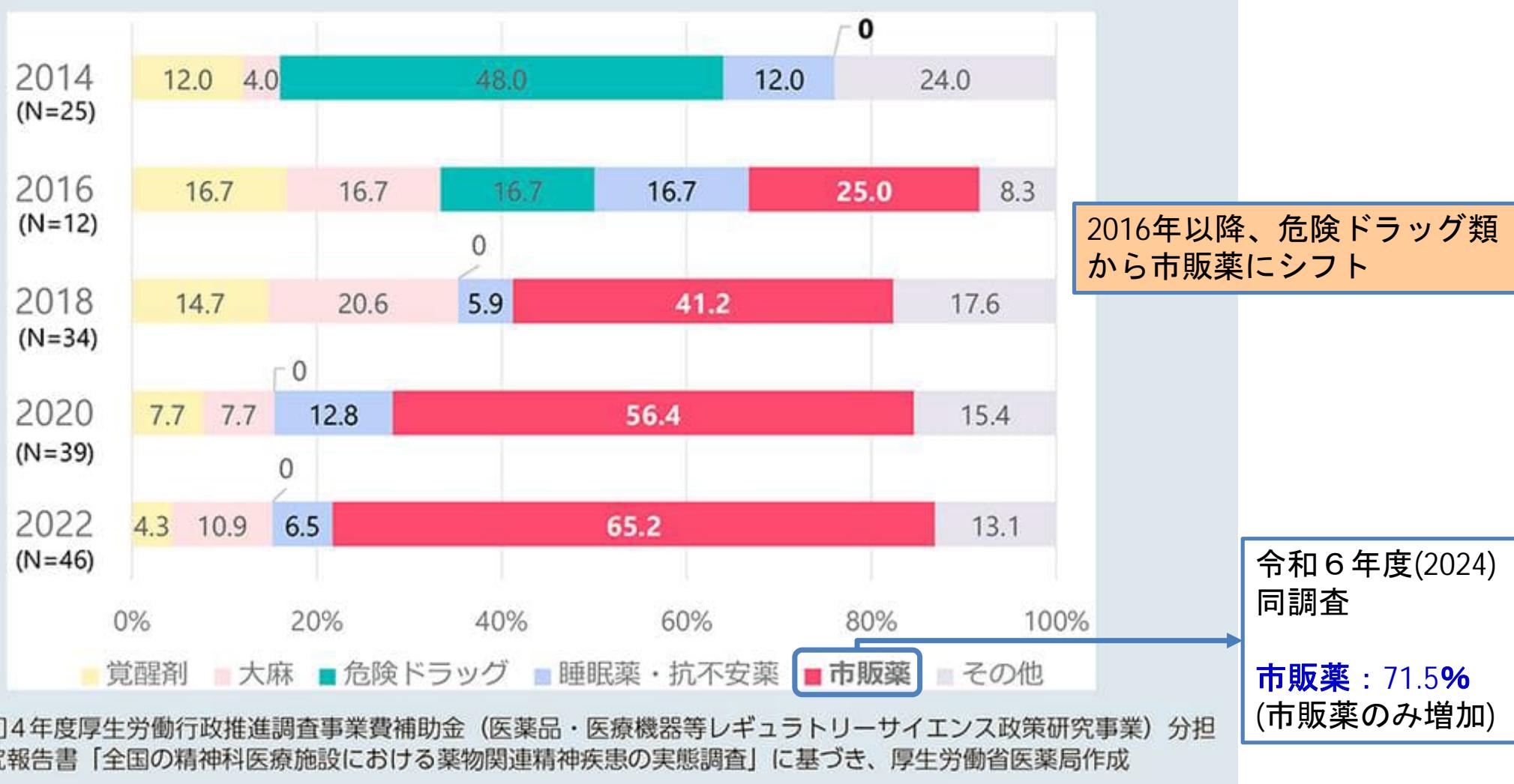
通信手段の普及による一般市民への情報拡散。特に若年者。

◆ 医薬品の入手のしやすさ

インターネット販売やドラッグストア等で購入

入手しやすい一般用医薬品によるオーバードーズ（過剰摂取）が
新たに社会問題化

全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移



対策と取り組み

一般用医薬品のオーバードーズ（過剰摂取）

- ・保健所は、直接的な緊急症例での探知はなく、相談対応での把握
- ・現在、具体的に把握している相談事例はない。

⇒ オーバードーズが起こる前の段階での予防対策が重要

① 医薬品販売店舗への立入調査の強化

② 学校教育をはじめとする予防啓発活動

③ 地域連携と体制強化

対策と取り組み

① 医薬品販売店舗への立入調査の強化

- ・薬剤師または登録販売者による実地の管理状況
- ・オーバードーズが懸念される医薬品販売時の対応状況

「過量服薬による少年の非行等の防止に向けた連携強化の依頼について」

(警察庁丁人少発第1325号令和6年10月30日付け警察庁生活安全局人身安全・少年課長通知)

- (1) 万引き防止対策（不正入手の防止）
- (2) 不審動向顧客の通報
- (3) 「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売

- ・関係法令改正等の最新規制での指導助言対応

若年者への販売規制強化（薬機法改正法（25年5月21日に公布））

- ・適正量販売
- ・購入者への情報提供
- ・購入者の状況、情報の確認、記録（氏名等）

最新情報の把握（規制内容は現在も検討されている。）

- ・規制対象年齢：当初案20歳未満⇒18歳未満
- ・規制成分「乱用のおそれのある医薬品」：6成分⇒「デキストロメトルファン」など
2成分追加検討

対策と取り組み

② 学校教育をはじめとする予防啓発活動

- ・薬物乱用防止教室におけるオーバードーズ対策の拡充

正しい知識を伝える教室を実施

- ・薬物の種類、危険性、依存性、オーバードーズのリスク、誘惑への対処法
- ・オーバードーズについては、近年内容に含めたばかり ⇒ **ブラッシュアップが必要**
- ・大麻や指定薬物（危険ドラッグ）など、若年層に広がりやすい薬物への注意喚起を強化

- ・情報提供と普及啓発

薬物に関する正しい知識や相談窓口の情報を広く提供

- ・催事等での薬物乱用防止に関するパンフレット、ポスター、リーフレットなど配布
- ・県ホームページ等

対策と取り組み

③ 地域連携と体制強化

- ・ 地域薬物対策連絡会議の開催

連携強化のための会議を定期的に開催

- ・ 関係機関を参集
- ・ 活動報告、薬物問題やオーバードーズ対策に関する情報共有、課題の検討、連携強化

- ・ 人材育成

助言・指導に必要な知識・技術向上のための研修を実施

保健所や地域関係機関職員等の薬物乱用防止に関する専門知識や相談援助技術を高める

まとめ

予防対策を重視

- 保健所監視機能の維持・強化
 - 最新の規制情報取得、地域連携、指導スキル向上
- 医薬品販売店舗への監視・支援による適正販売管理体制維持
- 薬物乱用防止教室啓発内容や効果的啓発方法のブラッシュアップ

保健所

薬物乱用に限らず、地域の特性やニーズに合わせて、対応策を柔軟に組み合わせ、健康被害を最小限に抑え、住民の健康と安全を守る役割を担う。

地域における健康課題の把握、相談対応、関連機関との連携、予防・啓発活動